

○総務省令第 号

郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）第七十条第三項第三号及び第四号並びに民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第四項第二号、第九条第二号ロ及び第十二条第三項の規定に基づき、郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年 月 日

総務大臣 武田 良太

郵便法施行規則及び民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部を改正する省令
（郵便法施行規則の一部改正）

第一条 郵便法施行規則（平成十五年総務省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条 法第七十条第三項第二号の総務省令で定める郵便差出箱の基準は、次のとおりとする。</p> <p>〔一〕四 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>3 法第七十条第三項第三号の総務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から<u>金曜日</u>までの<u>五日間</u>において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。</p> <p>4 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、<u>土曜日</u>、<u>日曜日</u>及び<u>一月二日</u>とする。</p> <p>5 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 〔<u>十五日</u>〕</p> <p>二 前号以外の離島 <u>六日</u>（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。）</p> <p>〔6〕8 略〕</p>	<p>(郵便業務管理規程の認可基準) 第三十二条 〔同上〕</p> <p>〔一〕四 同上〕</p> <p>〔2 同上〕</p> <p>〔同上〕</p> <p>3 〔同上〕</p> <p>一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日及び一月二日を除き、月曜日から<u>土曜日</u>までの<u>六日間</u>において、一日に一回以上郵便物の配達を行うこと。</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内通常の方法により郵便物を配達することができない地域にあてて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、郵便物をその宛て所に配達すること。</p> <p>4 法第七十条第三項第四号の総務省令で定める日は、<u>日曜日</u>及び<u>一月二日</u>とする。</p> <p>5 〔同上〕</p> <p>一 一日に一回以上郵便物の送達に利用できる交通手段がない離島（本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。） 〔<u>二週間</u>〕</p> <p>二 前号以外の離島 <u>五日</u>（国民の祝日に関する法律に規定する休日及び前項に規定する日の日数は、算入しない。）</p> <p>〔6〕8 同上〕</p>
備考 表中の「」の記載は注記である。	

（民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則の一部改正）

第二条 民間事業者による信書の送達に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線（下線を含む。以下この条において同じ。）を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	<p>(一般信書便役務の四日以内の送達日数に算入しない日)</p> <p>第二条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める日は、次の各号に掲げる日とする。</p> <p>【一略】</p> <p>二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日(祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(一般信書便物を四日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数)</p> <p>第三条 法第二条第四項第二号の総務省令で定める地域及び日数は、次の各号に掲げる地域の区分に応じ、当該各号に定める日数とする。</p> <p>一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。)</p> <p>。 十五日</p> <p>二 前号以外の離島 六日(祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。)</p> <p>(信書便物の配達の方法の基準)</p> <p>第十条 法第九条第二号ロの総務省令で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 次に掲げる日を除き、一日に一回以上一般信書便物の配達を行うことができること。</p> <p>【イ・ロ略】</p> <p>ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は二日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日(イ及びロに掲げる日を除く。)</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域に宛てて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p>
改正前	<p>(一般信書便役務の三日以内の送達日数に算入しない日)</p> <p>第二条 【同上】</p> <p>【一 同上】</p> <p>二 法第六条の許可に係る事業計画において一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日(祝日法による休日及び前号に掲げる日を除く。)</p> <p>(一般信書便物を三日を超えて送達する地域及び当該地域における送達日数)</p> <p>第三条 【同上】</p> <p>一 一日に一回以上信書便物の送達に利用できる交通手段がない離島(本州、北海道、四国、九州及び沖縄の本島との間を連絡する道路が整備されていない島をいう。次号において同じ。)</p> <p>。 二週間</p> <p>二 前号以外の離島 五日(祝日法による休日及び前条各号に掲げる日の日数は、算入しない。)</p> <p>(信書便物の配達の方法の基準)</p> <p>第十条 【同上】</p> <p>一 【同上】</p> <p>【イ・ロ 同上】</p> <p>ハ 一般信書便事業者が一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日がある場合にあつては、当該曜日(イ及びロに掲げる日を除く。)</p> <p>二 特に交通困難であるため周年又は一定期間内宛て所への配達の方法により信書便物を配達することができない地域にあつて差し出された場合その他の相当の事由がある場合を除き、一般信書便物をその宛て所に配達することができること。</p> <p>(軽微な変更の届出)</p>

第十三条 法第十二条第三項の総務省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更は、次のとおりとする。

【一・二 略】

三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日又は特定の日特定の曜日の変更

【四・五 略】

【二 略】

様式第1 (第5条関係)

一般信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

第十三条 【同上】

【一・二 同上】

三 祝日法による休日及び年末年始の休日の範囲内における一般信書便物の配達業務を行わないこととする日の変更並びに一般信書便物の配達業務を行わないこととする毎週一日特定の曜日の変更

【四・五 同上】

【二 同上】

様式第1 (第5条関係)

一般信書便事業許可申請書

年 月 日

総務大臣 殿

(ふりがな)

住 所

(ふりがな)

氏 名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。)

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

【(1) 略】

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあつては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」

、「土曜日及び日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をその宛て所に配達しない地域その他の条件がある場合にあつては、当該

民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成14年法律第99号) 第6条の規定により、一般信書便事業の許可を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事業計画

【(1) 同左】

(2) 信書便物の配達の方法

イ 一般信書便物の配達業務を行わないこととする日がある場合にあつては、当該日

注 「国民の祝日に関する法律に規定する休日」、「12月29日から翌年の1月3日まで」

、「日曜日」のように記載すること。

ロ 一般信書便物をそのあて所に配達しない地域その他の条件がある場合にあつては、当該

<p>条件及びその場合の配達の方法</p> <p>注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。</p> <p>[(3)・(4) 略]</p> <p>[2 略]</p>	<p>条件及びその場合の配達の方法</p> <p>注 当該条件が複数ある場合は、その条件ごとに配達の方法を記載すること。</p> <p>[(3)・(4) 同左]</p> <p>[2 同左]</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記及び</p>	

附 則

(施行期日)

1 この省令は、郵便法及び民間事業者による信書の送達に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第七十号）の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は公布の日から施行する。

(準備行為)

2 日本郵便株式会社は、この省令の施行の日前においても、第一条の規定による改正後の郵便法施行規則の規定に適合する郵便業務管理規程（郵便法第七十条第一項に規定する郵便業務管理規程をいう。）を定めることができる。